

平成 24 年分 所得税の確定申告

平成 24 年中の収入などを税務署へ申告するものです

問合せ 青梅税務署 0428-22-3185 (代表)

青梅税務署での受付け・相談

受付期間 2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日を除く)

相談時間 午前9時～午後5時

相談会場 青梅税務署別館

※作成済みの還付申告書は、1月4日(金)から受け付けています。

○還付申告：給与所得者や年金所得者などで源泉徴収税額があり、医療費控除などを申告することで所得税が還付となる申告

※個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出と納税は、1月4日(金)～4月1日(月)です。

※贈与税の申告書の提出と納税は、2月1日(金)～3月15日(金)です。

日曜日の受付け・相談

2月24日(日)・3月3日(日)に限り、日曜日の受付け・相談を行います。

※日曜日は、電話による相談は行いません。

※日曜日は、国税の領収は行いません。振替納税制度を利用するか、近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。

※例年と異なり、2月の第3日曜日(17日)は事務を行いません。注意してください。

※当時は、大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

税務署で確定申告書を作成する方へ

税務署へ来署して確定申告書を作成する方には、画面の案内に従って入力するだけで自動計算される、パソコンの利用が便利です。

税務署のパソコンで作成した確定申告書は、その場から電子送信することができます。ぜひ、利用してください。

市役所での受付け・相談

相談日により、受け付けできる申告内容が異なります。次の表で確認してください。

会場 市役所4階大会議室

■日程表 (市役所での受付日時と対応職員)

月	受付日	受付時間	税務署員	税理士会	市職員
2月	① 1日(金)	午前9時～11時、午後1時～3時30分			○
	② 4日(月)・5日(火)		○	○	
	③ 6日(水)～8日(金)				○
	④ 12日(火)～14日(木)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	○	○	
	⑤ 15日(金)	午前9時～11時、午後1時～3時30分			○
	⑥ 18日(月)～26日(火)		○	○	
	⑦ 27日(水)・28日(木)				○
	⑧ 1日(金)～15日(金)				○

※今年度は、青梅税務署員の出張申告相談の日程が変更になっています。注意してください。

※当日の混雑状況によっては、早めに受付けを終了する場合があります。ご了承ください。

※②・④・⑥の期間の小規模納税者の申告相談は、午前・午後ともに30分前に受付けを終了します。

■申告・相談の受付内容

申告の内容	青梅税務署	市役所
年金・給与所得の申告	○	○
土地・家屋・株式などの譲渡所得の申告	○	×
農業・営業などの事業所得の申告	○	日程表②④⑥の期間
不動産所得の申告	○	日程表②④⑥の期間
損失申告	○	日程表④の期間
青色申告	○	日程表④の期間
住宅借入金等特別控除(所得税)の申告	○	日程表④の期間
過年分(平成23年以前分)の確定申告	○	×
作成済み申告書の提出	○	○

申告の際に持参するもの

郵送による受付け
1ページの「平成25年度住民税の申告の際に持参するもの」と同じです。

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明・収支内訳書などの必要書類を添付し、青梅税務署へ郵送してください。

※申告書の控えに受付印が必要な方、医療費の領収書の返却を希望する方は、「申告する方の住所・氏名」を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

郵送先 〒198-18530 青梅市東青梅

4-13-4 青梅税務署

税務署からのお知らせ

□ 公的年金と確定申告

平成23年分以後の各年分について、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得額の合計額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、この場合でも、所得税の還付を受けるには、確定申告書を提出する必要があります。

所得税の確定申告は不要な場合でも、住民税の申告は必要な場合があります。

□ インターネットでの申告が便利です

所得税・消費税・贈与税の確定申告には、インターネットで申告書の作成や提出のできる「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」制度があります。

自宅のパソコンで確定申告ができ、平成24年分は最高30000円（平成19～24年分の間に1回のみ）の税額控除を受けることができます。利用には事前の手続きが必要です。詳しくは、e-Taxホームページまたはヘルプデスク（☎ 570-01-5901）で確認してください。※インターネットで確定申告書を送信する際に必要な「電子証明書（住民基本台帳カードが必要）」の発行は、羽村市役所1階市民課受付係で行っています（手数料500円）。※電子証明書の有効期限は3年です。有効期限切れの場合は更新手続きが必要となります。

□ 昨年電子申告を利用した方へ

平成23年分の申告で電子申告（電子送信だけで

なく、国税庁ホームページなどで作成し、書面で提出した場合を含む）を利用した方には、申告書を送付しません。平成24年分の確定申告も、引き続き電子申告を利用してください。

□ 所得税の申告と納税は3月15日(金)までに！

期限が近くなると税務署の窓口は大変混雑します。早めに申告してください。納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかる場合があります。

□ 税務署員を装った電話や「振り込め詐欺」に注意

税務署員を装い、ATMを操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」の被害が発生しています。また、税務署をかたつた文書や、東京国税局を名乗る音声ガイダンスによる電話、国税局を装ったメールが送信されるなど、新たな手口の「振り込め詐欺」も発生しています。

税務署や国税局は、次のことは行っていません。

■ 還付金受取りのために、ATMの操作を求める

■ 国税の納付のために、金融機関の口座を指定して振込みを求める

■ 音声テープによる税金還付のお知らせ

■ 電子メールによる納税催告や還付のお知らせ

これらのことなどがあつた場合は、青梅税務署へ問い合わせてください。

□ にせ税理士に注意

税理士資格のない人が税務相談・申告書の作成などをすることは法律で禁止されています。また、専門知識などが欠けているため、依頼者が不測の損害を被るおそれがあります。

問合せ 青梅税務署

☎ 0428-122-3185 (代表)

要支援・要介護の方および要支援・要介護の方を
介護している方へ
確定申告手続きに係る認定書を発行しています

市では、要介護認定した方などに、障害の程度により障害者控除対象者認定書を発行しています。

市民税・都民税や所得税の申告の際、この認定書を添付

することで、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

■ 控除の対象（控除区分・要介護認定の結果による区分）

■ 障害者控除 障害状態にあ

問合せ

高齢福祉介護課高齢福祉係

内 177

■ 日常生活自立度の目安

ランク A	屋内の生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない
ランク B 以上	屋内の生活に何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体である
II・III	日常の生活に必要な意思疎通に、困難さが多少見られる
IV以上	日常の生活に必要な意思疎通に、困難さが頻繁に見られる

■ 申請できる方

高齢福祉介護課高齢福祉係

は市役所1階高齢福祉介護

課高齢福祉係で発行します。